

【要請事項】

(1) 現在の避難計画では不明な点ばかりで、安全安心が確保されたとは到底言えません。九州電力は「20分でメルトダウン、90分でメルトスルー」という重大事故を想定しています。ならば住民を放射能から守るため、福島事故後の実態を組み入れた避難計画でなければならないはずです。最悪を想定した、住民を被曝から守る実効性のある完璧な避難計画を策定してください。

(回答)

- 福島における原子力災害の教訓や、原子力災害対策に関する国際基準の考え方を踏まえ、原子力災害対策指針では、放射性物質の放出前から原子炉内の状態に応じた避難等の防護措置が定められており、こうした考えに基づいて避難計画を定め避難を行うことで、住民への放射線の影響を最小限に抑えることができます。
- 原子力災害対策については、常により良いものにしていくことが求められており、今後も国の新たな知見などに基づいて、地域防災計画や避難計画の充実を図っていきます。
- 九州電力が原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に提出した資料では、原子炉格納容器の損傷防止対策を説明するための重大事故シナリオとして、原子炉のトラブル（大破断 LOCA）から約 22 分で炉心溶融、約 1.4 時間で原子炉容器損傷という試算が示されていますが、この場合でも、放射性物質の放出に至らないようにする事故対策が示されています。
- 新規制基準では、炉心溶融や原子炉容器損傷が起こらない対策をとった上で、それ以上の対策は不要とするのではなく、それでも万が一起きた時の対策を二重、三重に考えておくことで原子炉格納容器が損傷に至らないようにすることを求めており、本件の試算は適合性審査の中でそれらの対策を説明するため、重大事故シナリオを想定したものですので、その対策が十分機能しうるものであると認められなければ、新規制基準の適合性審査を通ることはありません。

(2) 市町からは、現状では避難計画に不備があることを認めたくうえで、「住民の安全安心が確保されない限り、再稼働は認められない」と、住民の命と財産を守る立場からの回答もありました。知事におかれても、実効性ある完璧な避難計画ができない限り、玄海原発の再稼働を認めないでください。

(回答)

- 原子力防災については、原子力発電所の立地地域として、実効性のある地域防災計画や避難計画が必要であることから、これまでも国の原子力災害対策指針に基づき地域防災計画の修正を行ってきたところであり、また、関係市町においても、住民の避難計画が策定されています。
- 今後も国の新たな知見や県における関係機関との調整結果に基づいて、より良い避難計画となるよう不断に見直していきます。

(3) 原発に反対する市民に対して「文書を立ったまま受け取る」だけという佐賀県の対応にこれまで異議を申し立て続けてきました。同じ納税者なのに、なぜ原発に反対する私達に対してだけ、このような差別的対応をするのか、納得のいく理由を求めます。県民の命のかかった避難計画について、正々堂々と県民の前に出てきて説明し、対話の場を持つよう要請します。

(回答)

- 県としては、いただいた御意見や御質問にお答えすることについては、直接持参されたものであれ、メールや郵便などで寄せられたものであれ、回答を求められた場合には、後日きちんと文書で回答し、真摯な対応をしてきているところであり、さまざまな市民団体から要望書等を直接受け取るに当たっては、日時や対応時間、人数等について相手方の団体と事前に調整できた場合、会議室等において受取りを行っているところです。
- なお、原子力発電に関する要望書等の受取りについては、過去において、事前の連絡もなく多数の方が来庁して要望書等の受取りを求められたり、日時や対応時間、人数等の事前調整が聞き入れられずに多数の方が来庁されたりしたため、業務に支障が出ただけに留まらず、他の来庁者に迷惑がかかったり、事前調整でご了解いただいていたにも関わらず、他の団体の方も加わってみたり、予定されていない上司との面会や、やり取りの場所を要求されるなど、事前調整の内容が守られない、あるいは参集者に徹底されていない場合があったところです。
- このようなことから、今後とも県としては要望書等の受取りなどの対応については、事前に日時や対応時間、人数等の調整をさせていただいた上で対応していきます。

【質問事項】

(1) 避難所のスペース

- ① 市町は避難所の収容可能人員を床面積一人あたり「2㎡」で計算されたということですが、過密状態です。何を根拠に2㎡としたのか具体的に教えてください。
- ③ 通路や共有スペースを確保しなければなりません、全市町とも計算に入れていませんでした。考慮すべきではないですか。
- ④ 国連難民高等弁務官事務所の基準では難民一人に確保すべきスペースが緊急時の初期でさえも「3.5㎡」となっています。どうお考えですか。

(回答)

- 一人当たり2㎡としたのは、国民保護計画で想定されている避難所の積算根拠を参考にしたものです。
- 実際に万が一の災害が発生した場合には、PAZ及びUPZ（半径30km圏）の全域に避難指示が出るとは考えにくい、避難計画上の受入先になっていても利用されていない避難施設を活用することも可能と考えています。
- このように緊急時の受入を準備したうえで、長期避難に備えて、できるだけ早期に仮設住宅への移行、公営住宅、民間アパート、宿泊施設等へ移っていただくなどの対応を行います。
- なお、国連難民高等弁務官駐日事務所に確認したところ、「難民一人当たり3.5㎡」という基準は、紛争や災害などにより母国を追われ、国境を越えて避難する難民のために、他国に依頼して避難先を確保する際に適用されるものであり、避難の要因にもよりますが、同一避難先での避難が長期間に及ぶ可能性が高く、二次的な避難先が確保されにくい状況で適用されているとのこと。
- このため、原子力災害対策として本県が考えているように、長期避難が必要な場合には二次的な避難先を確保することを前提とした状況とは、単純に比較できないと考えています。

(1) 避難所のスペース

- ②2㎡の中に、固定されたイスのあるスペースや調理室、事務室、階段等が含まれている市町もありましたが、自治体にどのような指示を出したのですか。不適當ではないですか。

(回答)

- 避難計画策定にあたって、市町に対しては、避難施設の有効面積に対して避難者1人当たり2㎡を使用するという考え方を示しています。
- 今後とも、仮に不適切な部分があれば是正を行い、不断に改善していきます。

(1) 避難所のスペース

- ⑤私達の指摘に対して新聞報道によれば「補助的な避難先を100施設以上、1万人分をリストアップしている」とのことですが、どの施設に何人か、具体的に示してください。またその市町と該当施設の管理者にはいつ伝えましたか。

(回答)

- 避難先として使用できる施設を市町に確認したもののうち、避難計画上割り当てを行って

いない施設をリストアップしているものです。(施設については別添参照のこと)

- こうした施設を新たに特定地域の避難所として割り当てを行う必要が生じた場合には、市町および管理者に改めて確認します。

(1) 避難所のスペース

⑥避難受入れ数が避難先の市町の人口に対して3割以上となるのが17市町中13市町にのぼります。江北町で50%、嬉野市で53%、太良町では78%にもなります。人口が急激に5割、8割も増えたら、行政として機能しないのではないですか。数合わせでない、現実的に可能な受入れ計画を立てないのですか。

(2) 避難元と避難先の市町間の協議

①避難元と避難先の市町の間で、具体的な協議はほとんどされていないことがわかりました。たとえば、小さい公民館に駐車場があるのか、避難元(伊万里市)は「それは避難先がやってくれる」といい、避難先(武雄市)は「うちは避難場所の確保だけ」ということでした。これでは、いざという時に機能しません。

ホームページや市報などに掲載するだけでなく、佐賀県が主導して、避難元、避難先の自治体担当者ならびに住民をまじえて、公開の協議の場が当然必要と考えます。これまでの具体的にどのような協議の場を持ちましたか。今後、開催する予定はありますか。

(回答)

- 大規模な避難が必要となった場合には、行政機能も移転し、避難元の自治体が移転先で行政サービスを提供することになります。
- また、市町の避難計画策定にあたっては、県の調整のもと、避難先施設の受入可能人数を受入市町に確認したうえで、計画全体についても全市町との間で調整し、最終的には平成23年7月に全市町の首長のご了解を得たうえで、同年8月に原子力災害時の広域避難について決定しています。
- 避難所運営や避難生活の維持については、避難元市町が主体となりますが、併せて、受入市町や県などが必要な支援をしていくこととしています。
- このため、避難元市町と受入市町の間でしっかりと連携していただき、具体的な話をしていただくことが重要だと考えていますが、現段階では、一部の市町を除き、そうした協議が十分進んでいないということは、県としても認識しています。
- 県としては、避難元市町と避難先市町に早急に具体的な協議を進めていただくよう、6月に全市町の担当者を集めてお願いしたところであり、また、より具体的な個別の協議が進むよう、8月中に市町間の協議の場を設定することとしています。

(2) 避難元と避難先の市町間の協議

②受入先施設周辺の住民への説明はしましたか。

(回答)

- 県としては、これまでも「原子力防災のてびき」の全戸配布などを通じて、受入先市町の住民にも避難計画等についてご理解をいただけるよう広報等に取り組んでおり、今後も取り組んでいきます。

- なお、受入先施設周辺の住民への説明等については、必要に応じて、避難受入先の市町が避難元市町とともに実施されることとなります。

(3) スクリーニング（汚染検査）と除染

- ①スクリーニングと除染は避難者一人ひとりの命を守るために欠かせないものであり、また受入先にとっても、放射能汚染の拡大をさせないために必要不可欠なものです。スクリーニングは避難者一人一人、車一台一台に実施する計画ですか。
- ⑤規制庁は「汚染検査の省略」や「代表者のみの検査」を認めていますが、佐賀県は説明を受けたそうですが、どのようにお考えですか。

(回答)

- 原発から5 km圏内については、放射性物質が放出される前から避難することから、放射能汚染の可能性がないため、避難者や避難に使用する車へのスクリーニングは必要ありません。
- 一方、5 km～30 km圏内については、避難指示を受けた避難者を対象とした上で、まずは車一台一台に対しスクリーニングを実施していきます。
- また、この車両スクリーニングの結果、基準値（β線：40,000 c p m）を超える汚染があった場合には、車両内の避難者の一人をスクリーニングし、その者に汚染があった場合には、さらに他の同乗避難者全員もスクリーニングを行います。
- 5 km～30 km圏内の避難者は、避難指示が出るまで屋内退避をすること、また、避難する過程でも、避難者は車両の中におり、車両の方が汚染される可能性が高いと考えています。したがって、原子力規制庁の「汚染検査の省略」や「代表者のみの検査」を認めている考え方については、県としても理解できます。
- なお、避難車両が基準値を超えた場合、同乗者が同一の行動をとっていない時は、避難者の代表だけでなく、同乗者全員のスクリーニングを実施するなど、更なる対応についても検討していきます。

(3) スクリーニング（汚染検査）と除染

- ②しかし、スクリーニングの場所などについて、避難先の市町はおろか、避難元の市町さえも「それは県がやることなので」と、まったくとっていいほど把握していませんでした。19万人の避難者のスクリーニングの実施場所すべてを説明してください。

(回答)

- スクリーニング・除染については、県地域防災計画では、主要な避難経路上に医療救護所を設け、この医療救護所で汚染検査班が避難住民等を対象に行う旨を定めており、スクリーニングの実施場所として、30キロ圏外の主要な避難経路にある以下の7施設を予定しています。
- ・産業技術学院（多久市）
 - ・小中一貫校北山校（佐賀市）
 - ・佐賀県総合運動場（佐賀市）
 - ・小城市役所（小城市）

- ・ 杵藤クリーンセンター（武雄市）
- ・ 山内支所（武雄市）
- ・ 大山小学校（有田町）

- なお、スクリーニングは、避難指示を受けた住民のうち放射性物質の汚染のおそれがある方を対象に実施されることとなりますが、住民への避難指示は、原子力発電所の状況や空間放射線量の実測値に基づき地域を特定したうえで出されます。

（３）スクリーニング（汚染検査）と除染

③スクリーニングした結果、被曝が判明した人を受け入れる病院は決めていますか、具体的に教えてください。

（回答）

- 放射線被ばくに対応する専門的な医療を行う機関としての搬送先（二次被ばく医療機関）は、UPZ圏外（30km圏外）の佐賀県医療センター好生館や、県外の長崎大学病院やNH長崎医療センターがあり、さらに高度な専門医療が必要な場合には、三次被ばく医療機関である広島大学へ搬送することとしています。
- なお、避難指示を受けた住民へのスクリーニングの結果、OIL4の基準（β線：40,000cpm）を超える場合には、まずは、脱衣・拭き取り等の簡易除染を行うこととなります。
- 脱衣等の簡易除染により、通常、基準値を下回りますが、この簡易除染後もなお基準を超えるときには、二次被ばく医療機関へ搬送されることとなります。

（３）スクリーニング（汚染検査）と除染

④除染した際に出てくる放射能汚染水などをどのように処理しますか、具体的に教えてください。

（回答）

- 簡易除染においては、基本的には、拭き取りなどで対応することになるため、水を使用することはありません。
- なお、仮に水を使用する場合には、事故等に伴い発生する汚染廃棄物として、原因者である電力事業者において処理していただくこととなります。

（３）スクリーニング（汚染検査）と除染

⑥この規制庁の指針について、市町はまったく聞いていないようですが、こちらが伝えると不安の声も聞こえてきました。市町にどのように説明をしましたか。規制庁は「県から要請があれば対応する」と言っています。説明に来てもらう考えはありませんか。

（回答）

- スクリーニングや除染のあり方については、これまでも必要に応じて市町に対し情報提供してきたところですが、こうした国からの最新の知見については適宜情報提供していきます。
- なお、国からの説明を求める市町からの要請はあっておりません。要請があれば、県としても規制庁に説明をお願いします。

(4) 要援護者の避難について

①要援護者には、施設入所者、在宅の人、一人で歩けない人、車イスが必要な人、寝たきりの人、医療機器がはずせない人、妊婦さん、乳飲み子を抱えている人等々、様々な人がいますが、30キロ圏内には、それぞれ何人いますか。一人ひとりをどのように避難させるのか、具体的にお示しください。

(回答)

○ 玄海原子力発電所から半径 30km 内の福祉施設、医療機関、在宅の要支援者等の数

- ・高齢者施設 155施設 4,453人(平成26年6月末時点)
- ・障害者施設 19施設 303人()
- ・医療機関 67施設 3,272人(平成26年2月末時点)
- ・在宅避難行動要支援者 3市町 9,161人(平成26年6月末時点)
- ・妊産婦 3市町 2,090人(平成26年4月末時点)
- ・乳幼児 3市町 10,654人(平成26年4月末時点)

○ 避難方法(基本的な方法)

- ・高齢者施設及び障害者施設の要支援者は、避難元と避難先施設の所有車両及び民間バス等で30km圏外の同種施設や地域住民と同じ避難先に避難します。
- ・医療機関の要支援者は、避難元施設の車両の他、救急車等の車両及び民間バス等で30km圏外の医療機関に避難します。
- ・在宅で自ら避難することが困難な要支援者については、同居の家族による支援や近隣の支援者、自治会、自主防災組織などの支援によって、自家用車や市町所有車両、民間バス等により地域住民と同じ避難先や福祉避難所へ避難します。加えて、避難に不安がある方などについては、よりスムーズな避難が行われるよう、一人ひとりに対する「避難支援者」「避難誘導方法」「避難先」などを盛り込んだ個人避難支援プランを各市町が主体となり既に策定されていますが、対象者の異動や状態変化などに対応するよう、見直しや新規登録を不断に行うこととしています。
- ・なお、妊婦さんや乳飲み子を抱えている人などの不安を少しでも解消するため、避難バスへの優先乗車や、途中休憩の実施、避難所での授乳スペースの確保など、様々な対応を市町とともに行います。

(4) 要援護者の避難について

②30キロ圏内の病院・福祉施設ごとの避難計画について、3月時点で6%しか完成していないという報道がありましたが、現在、該当施設は何施設あり、そのうちの何施設で避難計画が完成しましたか。

(回答)

○ 30km圏内の入院患者や入所者がいる医療機関・福祉施設は241施設あり、その全ての施設で避難計画が策定されています。なお、施設ごとの内訳は次のとおりです。

- ・医療機関 67施設
- ・高齢者施設 155施設
- ・障害者施設 19施設

(4) 要援護者の避難について

③これらの施設について、それぞれまかせでなく、防災会議等に参加してもらうなど避難計画の中に位置づけて、県として責任ある対応が必要だと考えますが、どう考えますか。

(回答)

- 県防災会議には、佐賀県医師会や佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会など、各種施設を代表する団体にご参加いただいております。随時、御意見をいただいております。
- 施設等の避難計画を策定していただくにあたっては、県として、これまでも、避難先の調整などの支援を行ってきており、今後も引き続き必要な支援を行ってまいります。

(4) 要援護者の避難について

④在宅の要援護者の名簿について、避難元の市町はまだ作業中ということで、具体的な人数は示されませんでした。県として、どう指導し、どう把握していますか。名簿と一人ひとりの避難方法について、決まらないままでも計画は完了したとするのですか。

(回答)

- 在宅の避難行動要支援者名簿は、避難元となる3市町とも作成されています。
唐津市 5, 230人(6月30日作成)
伊万里市 3, 294人(6月30日作成)
玄海町 637人(4月30日作成) 計 9, 161人
- この避難行動要支援者名簿は災害時には避難支援関係者(消防、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など)が共有し避難支援に活用されることとなりますので、在宅の要支援者のよりスムーズな避難につながります。
- なお、個人避難支援プランは対象者の異動や状態変化などに対応するよう不断に見直していく必要があり、住民の避難計画についても原子力防災訓練等を通じて検証を行っているところであり、「いつ完成」というものではありませんが、各市町に対し適切な見直しを行うよう支援を行ってまいります。

(5) 避難時間シミュレーション

佐賀県が4月30日に発表した避難時間シミュレーションでは「30キロ圏外に避難するまで」について、52パターンすべて「安全に避難できる」となっています。

①JNES(旧・原子力安全基盤機構)の定義では「避難時間=避難準備時間+避難移動時間+避難完了確認時間」となっていますが、県のシミュレーションでは「避難移動時間」のみ算出したということでしょうか。「避難準備時間」と「避難完了確認時間」はどのくらいかかるのですか。

(回答)

- 今回実施した避難時間推計シミュレーションは、現行の避難計画を検証する目的で実施しており、避難を開始してから30km圏外に到達するまでの走行時間を推計したところです。
- なお、住民が実際に避難をする場合には、避難を開始する前に準備をする時間が必要とな

りますが、原子力災害時には、原子力発電所の状況などから判断し、避難指示よりも早い段階で住民に対して避難準備を指示します。

(5) 避難時間シミュレーション

②JNES の定義では「移動時間」は「集合場所から目的地点までにかかる時間」となっています。県のシミュレーションでは「30 キロ圏外に避難するまで」となっていますが、なぜ目的地までの時間を入れていないのですか。目的地点までにかかる時間はどのくらいですか。

(回答)

- 今回実施したシミュレーションは、現行の避難計画を検証するため、30 km圏内にお住まいの方が圏外に出るまでの走行時間を推計したものであり、避難先までにかかる時間は推計していません。

(5) 避難時間シミュレーション

③原子力災害ですから、スクリーニングが不可欠です。スクリーニングの時間はどのくらいかかりますか。シミュレーションしないのですか。

(回答)

- スクリーニングは、30 km圏外で実施することとしているため、30 km圏外に出るまでの走行時間を推計する今回の推計では考慮していません。
- なお、30 km圏外に出た後に、住民の方々のうち放射性物質に汚染されている可能性のある方々についてはスクリーニングを受けていただく必要がありますが、その場合には、GMサーベイメータ等の測定器を使い実施することになり、車両1台当たり5分程度かかるものと想定しています。

(5) 避難時間シミュレーション

④災害や事故等で道路に通行止めが生じることがありますが、こうしたことはどう考慮していますか。

(回答)

- シミュレーションでは、主要な避難経路である国道323号、国道203号、国道498号について、それぞれを通行止めにした場合の走行時間を推計しています。

(5) 避難時間シミュレーション

⑤「5キロ圏内について23時間以内に避難は可能か」を検証したとのことですが、「23時間を基準とした根拠を示してください。それは最悪の想定なのでしょうか。」

(回答)

- PAZ（5 km圏）住民の避難は、放射性物質放出前の避難となりますが、原子力災害対策指針等において何時間以内に避難するといった規定はないため、現実に日本で起こった事例として福島第一原発事故での事故進展を参考に、PAZ住民の避難開始となる原子炉冷却機能の喪失から、水素爆発による放射性物質の大規模放出が起こるまでの時間を目安としま

した。

(5) 避難時間シミュレーション

⑥九州電力の重大事故シナリオでは、事故発生から約 20 分で炉心溶融開始。事故から約 90 分でメルトスルーとなっています。国の指針では、5 km圏内では「炉心溶融」前に避難することになっています。この想定はしないのですか。そうした場合は、安全に避難できますか。

(回答)

- 国の指針では、PAZ (5 km圏) 内については、放射性物質が放出する前に、原子炉の状況に応じて、「炉心溶融」等の「全面緊急事態」に該当する事象が確認された時点で、避難を開始することとなっています。
- 福島の事故において全面緊急事態に相当する事象が発生してから23時間後に原子炉建屋が損傷し、放射性物質が放出するに至っており、全面緊急事態になった時点で避難を開始することで安全に避難ができると考えています。
- 九州電力が原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に提出した資料では、原子炉格納容器の損傷防止対策を説明するための重大事故シナリオとして、原子炉のトラブル（大破断 LOCA）から約 22 分で炉心溶融、約 1.4 時間で原子炉容器損傷という試算が示されていますが、この場合でも、放射性物質の放出に至らないようにする事故対策が示されています。
- 新規制基準では、炉心溶融や原子炉容器損傷が起こらない対策をとった上で、それ以上の対策は不要とするのではなく、それでも万が一起きた時の対策を二重、三重に考えておくことで原子炉格納容器が損傷に至らないようにすることを求めており、本件の試算は適合性審査の中でそれらの対策を説明するため、重大事故シナリオを想定したものですので、その対策が十分機能しうるものであると認められなければ、新規制基準の適合性審査を通ることはありません。

(5) 避難時間シミュレーション

⑦5 キロ圏内の要援護者について「一般住民より1時間先行して避難させれば、10分で5キロ圏外へ避難完了」というシミュレーションがありますが、要援護者は1人では動けません。介護する人や移動手段等は必要な時に必要な場所に確保されているのですか。

(回答)

- 医療機関や福祉施設については、各施設で策定された避難計画に基づいて避難していただくこととなります。
- また、在宅の要支援者については、同居の家族による支援や、近隣の支援者、自治会、自主防災組織などの支援によって避難していただくこととなりますが、こうした支援が確保されない方については、行政の支援によって避難していただきます。
- 避難の方法としては、施設や住民が確保される車両を使用していただくことを原則としたうえで、市町等の車両、市町からの要請に基づき県がバス・タクシー協会や自衛隊に要請して手配する車両で支援することとし、さらに、必要に応じ、他県や国に対しても支援を要請す

ることとしています。

(5) 避難時間シミュレーション

⑧事故が起きたら住民にただちに知らされなければなりません、福島事故では情報が隠されました。必要な情報を住民にただちにどうやって知らせますか。

(回答)

- 情報の住民伝達については、まずは、速報性のある
 - ・ テレビ、CATVやラジオ等のマスコミによる広報
 - ・ 緊急速報メールや防災ネットあんあんによる広報
 - ・ 市町の防災行政無線による伝達を行い、並行して、
 - ・ ホームページや、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアの活用
 - ・ 市町の広報車両、消防団車両による周知
 - ・ 自治会長や自主防災組織などの個別呼びかけなど、あらゆる手段により迅速に伝達を行います。
- また、訓練等において、こうした情報伝達について習熟に努めていきます。

(5) 避難時間シミュレーション

⑨UPZでは、どこのモニタリングポストがどのような値になったら、避難することになっていますか。そのモニタリングポストが地域の状態を代表しているといえますか。

(回答)

- 原子力災害対策指針によると、UPZ（5～30km圏）では、
 - ・ 空間放射線量が毎時500マイクロシーベルト以上の場合、1日以内に避難
 - ・ 空間放射線量が毎時20マイクロシーベルト以上の場合、1週間以内に避難（一時移転）することとされています。
- UPZ内には、固定型モニタリングポストを20機設置しているのに加え、16方位、10キロメッシュごとに可搬型モニタリングポストを10機設置しており、さらに非常時に備え、9台の可搬型ポストを待機させています。緊急時には、これらのモニタリングポストや移動測定車2台、放射線測定器42台を用いて、空間放射線量を測定し、避難等が必要な地域を特定していきます。

(5) 避難時間シミュレーション

⑩古川知事は「自主避難はスムーズな避難の阻害になるから、国や県の指示に従って欲しい」と発言していますが、福島の惨状を知ったら、被曝を避けようと避難するのは当然です。自主避難はスムーズな避難の阻害となりますか。

(回答)

- 避難時間推計シミュレーション結果からは、
 - ・ 多くの住民が、避難指示が出る前に避難を開始してしまうと、その時に本当に避難が必

要な方々の避難に時間がかかってしまうこと

- ・ 段階的に避難した方が、一人ひとりの移動時間は短く済み、より安全な避難となることがわかっており、段階的に避難するということが住民の安全を守るためには適した方法だと考えているところです。
- 万が一、原子力災害が発生した場合の避難の考え方として、国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画においては、
- ・ P A Z（5 k m圏）の住民は、放射性物質放出前に予防的に避難する
 - ・ U P Z（5～30 k m圏）の住民は、原則屋内退避したうえで、緊急時モニタリングにより放射線量が基準を超える地域を特定して避難を実施することとなっており、これは、福島における原子力災害の教訓や、原子力災害対策に関する国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた考え方です。
- 原子力災害時の避難行動のあり方を住民の方々にしっかり理解していただけるよう、周知を行ってまいります。

（５）避難時間シミュレーション

⑪自主避難させずに、被曝を強要するのですか。被曝したら、その責任をどうとるのですか。

（回答）

- 県としては、国や原子力事業者とも連携して、原子力災害が発生した場合に可能な限り住民の方々が被ばくしないよう、指針に基づいて防護措置を実施します。
- 万が一、玄海原子力発電所で重大事故が発生した場合でも、県民の安全が確保されるよう、防災計画や防災体制の充実・強化をしています。
- また、P A Z（5 k m圏内）住民が避難を開始する全面緊急事態で、U P Z（5～30 k m圏内）住民に出される屋内退避指示は、万が一放射性物質の放出があった場合に無用な被ばくを避けるために出されるものです。
- 現在の原子力災害対策指針に基づく避難の考え方は、福島における原子力災害の教訓や、原子力災害対策に関する国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた避難方法です。
- 県としては、この考え方にに基づき、避難支援体制を充実、強化していきます。

（５）避難時間シミュレーション

⑫以上、問題だらけですが、これでも、どんなパターンでも「安全に避難できる」といえますか。

（回答）

- 今回のシミュレーションの条件は、考えられる様々な状況の中で典型例を想定したもので、推計結果は一つの目安として、今後の避難計画の見直しに向けた参考になるものと考えています。
- いずれにしても、今回のシミュレーションの結果を踏まえ、より良い地域防災計画や避難計画となるように改善に努めていきます。

- また、原子力災害時の避難行動のあり方を住民の方々にしっかり理解していただけるよう、周知を図っていきます。

(5) 避難時間シミュレーション

⑬避難計画シミュレーションの発注先と経費をご説明ください。

(回答)

- 発注先 三菱重工業株式会社
- 経費(委託金額) 26,661,600円
(うち佐賀県負担額 19,756,246円)

(6) 避難経路や避難手段

①家畜やペットなど動物も同じ命ですが、避難計画ではどのように避難させることになっていますか。

(回答)

- ペットや伴侶動物などの家庭動物については、ケージや餌などの必要な物資を持参していただいた上で、同行避難していただき、避難先には専用スペースを設けて対応することになります。
- 家畜については、数が多いなどのことから同行避難は困難と考えられるため、事後的に必要な対応をとることになります。

(6) 避難経路や避難手段

②バス・タクシーについて、県が手配することになっていると市町は回答しました。避難元の3市町についてそれぞれ何人分の準備が必要で、何台手配可能となっていますか。

(回答)

- 自家用車避難や乗合せ避難が原則であり、また、UPZ(5~30km圏)は全域が一斉避難するのではなく、地域を特定して段階的に避難することになります。
- なお、バスを利用する人数は避難時の状況によっても変動しますが、例えば独居の高齢者など、バスを利用する可能性の高い方々を市町の意見を踏まえて把握するとともに、バス事業者等との協議に活用します。
- いずれにしても必要なバスは県が責任をもって手配します。

(6) 避難経路や避難手段

③災害により道路の通行止めが生じた時に備えて、住民に迂回路等を日頃から周知徹底しておかなければなりません、どうしていますか。

(回答)

- 避難経路や避難先については、各市町において、広報誌や、ホームページ、集合場所となる公民館での掲示、原子力防災訓練時の参加住民への説明などを通して、周知を図っているところです。
- 県としても、避難計画や避難時の行動について、「原子力防災の手引き」の県内全戸配布な

どを通じて周知を図っています。

- また、災害時に通行止めが生じた場合には、災害対策本部と地元警察、道路管理者等が通行止め等の情報を共有し、看板等による迂回路の表示や交通誘導、住民への周知など、適切な措置を行います。

(6) 避難経路や避難手段

④5 キロ圏内の病院や福祉施設等は屋内退避として、放射線防御のフィルターを設置することですが、フィルターの有効日数は何日ですか。規制庁からは「規制庁としては把握していない。各施設または地方自治体に問い合わせしてくれ」とのことでした。

(回答)

- フィルターの耐用年数は、メーカーにより異なり、開封・設置した場合、1年から3年、未開封の場合、10年から20年です。
- 通常は未開封のまま設置し、非常時にのみ開封する運用とすることで、長期間使用できます。

(6) 避難経路や避難手段

⑤ 30 キロ圏内で「一時屋内退避」とされた住民に対する、「避難」指示は、誰がどのように行うのですか。

(回答)

- 万が一、原子力災害が発生した場合の避難の考え方として、国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画においては、
 - ・ P A Z (5 k m圏) の住民は、放射性物質放出前に予防的に避難する
 - ・ U P Z (5 ~ 3 0 k m圏) の住民は、原則屋内退避したうえで、緊急時モニタリングにより放射線量が基準を超える地域を特定して避難を実施することとなっています。
- U P Z では、緊急時モニタリングを実施し、放射性物質の放出があった場合には、
 - ・ 数時間以内に空間放射線量が毎時500マイクロシーベルト以上の地域を特定し、1日以内に避難するよう避難指示が出されます。
 - ・ 1日以内に空間放射線量が毎時20マイクロシーベルト以上の地域を特定し、1週間以内に避難するよう避難指示が出されます。
- 緊急時モニタリングについては、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置され、各地のモニタリングポストやモニタリングカーで測定したモニタリング結果が集約されます。
- 緊急時モニタリングの結果を踏まえ、国の災害対策本部が県に対し避難について指示や助言を行い、県は、この指示・助言又は独自の判断に基づき、市町に対し避難指示等を伝え、市町は住民に対しあらゆる手段を講じて避難指示を行います。

(7) 避難期間について

①避難期間について、市町の回答は「避難期間の想定はない」というものがほとんどでした。県として、どういう想定をしているのですか。

②また「県暫定行動計画に1週間と書いてあるが、長期化すれば事故が起きてから協議」と回答した市町もありました。長期化することを想定していますか。その場合、二次避難所、三次避難所をどう想定していますか。

(回答)

- 避難施設は基本的には初期の避難を想定しており、長期の避難に備えて、できるだけ早期に仮設住宅への移行、公営住宅、民間アパート、宿泊施設等へ移ってもらうなどの対応を行います。
- また、より広範囲での避難が必要な状況になれば、「九州・山口9県災害時相互応援協定」や「関西広域連合九州地方知事会災害時応援協定」などにに基づき、周辺地域に避難受入の要請を行います。

(8) 30キロ圏外の地域の避難について

①福島原発事故では30～50キロ離れた飯館村も高濃度で汚染されました。30キロ圏外であっても、避難が必要となる場合があります。大飯原発3・4号機運転差止訴訟においては、福井地方裁判所は原発から250キロ圏内の人々を被曝の可能性があると原告として認めましたが、250キロまでは被曝の可能性があると考えますか。

(回答)

- 万が一、原子力災害が発生した場合の避難の考え方として、国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画においては、
 - ・ P A Z (5 k m圏) の住民は、放射性物質放出前に予防的に避難する
 - ・ U P Z (5～30 k m圏) の住民は、原則屋内退避したうえで、緊急時モニタリングにより放射線量が基準を超える地域を特定して避難を実施することとなっています。
- また、U P Zの外についても、指針では、U P Zと同様に、モニタリングの結果から一定の放射線量が確認されれば避難することとされています。
- これは、福島における原子力災害の教訓や、原子力災害対策に関する国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた考え方であり、こうした指針の考え方によって対応していくことが重要です。

(8) 30キロ圏外の地域の避難について

②古川知事は、昨年12月3日付の私達の質問に対する回答(12月27日付)において「飯館村などにおいては、1か月の間に避難をすることが求められました。…こうしたことから、U P Zの範囲外において避難が必要になる場合は、一定の時間的余裕があることが想定されるため…避難計画の策定までは必要ない」と回答されました。この重大な誤認識について、「無用な被曝を強いられ故郷を奪われた飯館村の方達などの気持ちを踏みにじるものだ」と、私達は1月17日に抗議しましたが、知事は認識を変えるつもりはないようです(2月14日知事からの回答)。

30キロ圏外の市町では自分達の市町の住民の避難について「考えないこともないが、どうしたらいいか整理できない」「国や県の方針を乗り越えられない」「足並みを乱すことはできない」

と頭を悩ませていました。

30 キロ圏外の市町においても避難計画をつくるよう、県として指導する必要があるのではありませんか。必要がないのなら、それはなぜですか。福島の実現を無視するのですか。

(回答)

- 福島第一原発事故では、初期の対応として、20 km圏に一斉避難が、20～30 km圏に屋内退避の指示が出されました。
- こうした福島での対応を踏まえつつ、国際基準で定められている範囲を考慮して、原子力災害対策指針では、平時に避難計画等の事前対策を重点的に講じておくことが必要な区域(PAZ及びUPZ)について、「原発から概ね30 km圏内」と定めています。
- こうした範囲の設定は、福島の実現を踏まえたものであると考えており、佐賀県においても30 km圏で避難計画を定めています。
- なお、30 km圏外の市町においても、空間放射線量を測定し、避難が必要な基準以上になれば、30 km圏内の市町と同様に避難を実施することとなります。
- 福島では、30キロ圏外の飯館村等においては、避難指示が出されてから1か月の間に避難することとされました。
- このことを踏まえて、飯館村と同程度と考えらえる毎時20マイクロシーベルトの空間放射線量が測定された場合には、1週間程度の間には避難することとしています。
- このように、30キロ圏外においては、もし避難が必要になっても、一定期間の間に県が避難先を確保し避難をすることができるため、避難計画の策定までは必要ないものと考えています。

(8) 30 キロ圏外の地域の避難について

③市町の回答では「原子力規制委員会で検討されている『PPA』(プルーム放射性雲通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域)の検討結果を踏まえる」というものがありました。プルームの動きは気候条件によって大きく変化しますが、予測できるのですか。納得できる説明をしてください。

(回答)

- 原子力災害対策指針では、プルーム通過時の防護対策について、「放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある」とされており、防護措置をとるタイミングについては、「放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外(30 km圏外)においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある」とされています。
- PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、国において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討することとされていますが、指針に示されている内容から、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用に備えた一定の準備が必要な範囲を定められるものであり、緊急時に拡散予測等に基づいて防護措置をとるといったものではないと考えられます。
- いずれにしても、PPAについては、国の検討状況も踏まえ、今後、県地域防災計画への反映等、適切に対応していきます。

(8) 30 キロ圏外の地域の避難について

④放射性物質が偏西風によって九州一円に広がることも考えられますが、他の地域に第二第三の避難先を確保すべきではありませんか。

(回答)

- 国の原子力災害対策指針では、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域、いわゆるPAZ及びUPZ（30km圏）の範囲内に限らず、UPZの範囲外であっても必要に応じて防護措置を実施することとされています。
- この防護措置の実施に当たっては、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を踏まえ、OIL（運用上の介入レベル）と言われる防護措置を行うための空間線量率等の基準に照らし、避難等の必要な防護措置の判断を行うこととされています。
- この考え方は、既に現行の地域防災計画にも反映し、防護措置の実施をPAZ及びUPZの範囲内に限定するのではなく、UPZの範囲外においても必要な防護措置を講じることとしています。
- なお、緊急時モニタリングについては、県では県内の全市町に可搬式のモニタリング機器を整備し、県内全域において実施する体制も整えたところであり、併せて、国の指針を踏まえ、国の統括のもと、地方公共団体や原子力事業者が連携して広域の緊急時モニタリングを実施することとしています。
- また、より広範囲での避難が必要な状況になれば、「九州・山口9県災害時相互応援協定」や「関西広域連合九州地方知事会災害時応援協定」などにに基づき、周辺地域に避難受入の要請をしていくこととなります。
- さらに広域に避難が必要な場合には、国の調整により、より広域に避難先が調整されることとなります。

(9) 避難計画全体について

原発事故時には、自治体が丸ごと移転を強いられることとなりますが、佐賀県では「消防防災課」の所掌となっていること自体が安易ではないかと考えます。このような対応で、住民の命と財産を守れますか。

(回答)

- 実際に原子力災害が発生した場合には、知事を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、全庁をあげて対応します。
- 県地域防災計画の中で、災害対策本部に必要な様々な機能は、関係する部門にそれぞれ割り当てられており、災害時には、住民を守るため、あらゆる分野で適切な活動を行います。

【追加質問1】「核シェルター」について

① 唐津市では7つの離島で「シェルター」を整備しているとのことですが、核戦争に備えた「核シェルター」と同じですか。唐津の離島含めて、県内で他に整備・検討している場所、それぞれの対象人口、定員などを教えてください。

(回答)

- 唐津市や玄海町においては、7つの離島などの住民が、原子力災害時に即時避難が困難な場合でもより安全に避難できるよう、屋内退避施設に放射線からの防護機能を付加するため、気密性の向上と放射性物質を取り除くフィルターを付けた空調の設置によって、放射性物質が施設内に入らないようにする事業を実施されているところです。
- 核戦争に備えた「核シェルター」ではありませんし、県において、これを「核シェルター」と呼んだことはありません。
- 以下、放射線防護機能付加事業の状況です。

離島名 など	施設等（現在事業実施中）	対象 人口	収容 予定 人員
馬渡島	馬渡小中学校（体育館及び校舎）	395	101
小川島	旧小川小中学校（体育館及び校舎）	419	126
加唐島	加唐小中学校体育館、加唐小中学校校舎	160	96
高島	高島公民館	276	219
松島	加唐小学校松島分校校舎	56	54
神集島	神集島公民館、旧神集島小学校体育館	400	415
向島	入野小学校向島分校校舎	64	73
玄海町	特別養護老人ホーム玄海園	90	280
唐津市	特別養護老人ホーム宝寿荘	70	140

【追加質問1】「核シェルター」について

②馬渡島では406人の島民に対して定員101人(収容率24.8%)、小川島では428人の島民に対して定員126人(収容率)など、収容可能人数が大きく不足しています。すべての島民を収容できるように整備しないのですか。

③シェルターに中に入れる人を誰がどのように選別するのですか。混乱する恐れはありませんか。

(回答)

- 現在の整備計画上の収容可能人数は、全住民を収容できるまでには至っていない状況です。
- そのため、現時点では、一時的に屋内退避が必要となった場合には、今回の事業を実施する施設や、その他のコンクリート施設を利用して屋内退避していただくこととなります。
- 併せて、事業主体である唐津市に対し、事業実施に当たっては、可能な限り収容人数が増加するよう設計上の検討を行っていただいています。
- 今後とも、唐津市と協議のうえ、国に対し財源確保の要望を行い、島民全員が収容できるよう、整備を進めていきます。

【追加質問2】避難計画にかかるコスト

避難計画にかかるコストについて市町に尋ねたところ、避難元・受入先ともに「試算していない」とのことでした。

①試算もしない計画などありえないと思いますが、避難にかかるコストは佐賀県としてどう試算していますか。具体的にお答えください。

(回答)

- 原子力発電所で事故が起こった場合の避難にかかるコストについては、特に試算はしていません。
- 必要な対策は、当然のことながら、経費の多寡にかかわらず対応していきます。

【追加質問2】避難計画にかかるコスト

②そのコストを誰が支払うのですか。加害責任企業たる九州電力か、国か、佐賀県か、避難元の市町か、受入先の市町か、住民自身の負担か、はっきりとお示してください。

(回答)

- 万が一、原子力発電所で事故が発生し、周辺に損害が発生した場合の賠償の制度については、「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」により基本的制度が定められています。
- この法律においては、被害者に対して原子力事業者が無限責任を負うことになっており、原子力事業者はその賠償に備えた措置として、保険への加入などにより、1,200億円を賠償に充てられるようにしていなければ原子炉を運転してはならないこととされています。また、賠償額が1,200億円を超えるような場合には、必要に応じて政府が援助を行うことなどが定められています。